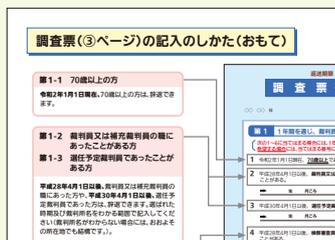


- この調査票は、裁判员候補者の方の事情を早期に把握するためのものです。ご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等に裁判所にお越しいただくことのないようにします。



- 同封の「**調査票の記入のしかた**」

を参考に

ペン又はボールペンで必要事項を記入してください。

きりとり線で切り離し、同封の返送用封筒に入れて返送してください。

令和元年11月29日(金)【必着】

現時点において、**いずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。**

- 辞退を希望する理由などの裏付けとなる資料を提出される場合には、

必ず資料の余白に同封のバーコードシール〔〕を貼った上で、できる限りA4サイズでご提出ください。

**資料にマイナンバーの記載は不要です。提出予定の資料にマイナンバーが記載されている場合は、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものをご提出ください。**

提出された資料は返却できません。原本が必要な場合は写し(コピー)を提出してください。

- 調査票の回答に当たり、ご不明の点などがありましたら、①ページに記載のある**裁判员候補者専用コールセンター**までお問い合わせください。

- 調査票の第1、第2に当てはまると回答された方については、裁判所にお越しいただくことのないよう十分配慮いたします。

調査票の第3の回答については、実際の事件の裁判员候補者に選ばれた場合に、担当裁判官が判断します。

なお、調査票の回答に対する判断の結果について、裁判所からあらためてご連絡を差し上げることはありません。あらかじめご了解ください。

- 調査票や提出された資料に記載された個人情報、適切に管理し、裁判员裁判に関する事務以外で利用することはありません。